

大阪府立支援学校医療的ケア検討委員会設置要綱

支援教育課

(趣 旨)

第1条 医療的ケアに関する諸課題について、各分野の専門家等との意見交換を通じ、府立支援学校における医療的ケアの充実を図るため、大阪府立支援学校医療的ケア検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 検討委員会は、次の事項について意見交換する。

- (1) 各府立支援学校における医療的ケア実施体制に関する事項
- (2) 医療的ケアの実施に係るマニュアル等に関する事項
- (3) 関係諸機関との連絡調整に関する事項
- (4) その他、府立支援学校で実施する医療的ケアに関する必要事項

(組 織)

第3条 検討委員会の委員は、次に掲げる者のうちから大阪府教育庁が委嘱する6名以上の委員をもって構成する。

- (1) 医師・歯科医師・薬剤師
- (2) 看護師
- (3) 学識経験者
- (4) 学校長
- (5) 支援学校児童生徒の保護者
- (6) 関係行政機関職員

(任 期)

第4条 検討委員会の委員の任期は1年を超え、又は2会計年度にわたってはならない。
ただし、再任を妨げない。

- 2 委員の欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員に支障がある時は、代理人が出席することができる。
- 4 必要に応じて委員以外の関係者を検討委員会に参加させ、意見を求めることができる。

(座 長)

第5条 検討委員会に座長を1人置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。

(運 営)

第6条 検討委員会は、支援教育課が招集する。

2 検討委員会の進行は、座長が務める。

(謝礼金等)

第7条 検討委員会の委員への謝礼金の歳出科目は報償費とし、別に定める。

2 前項の謝礼金額は、委員の出席に応じて、その都度、支給する。

3 委員のうち、大阪府及び他の行政機関に属する常勤職員である者に対しては支給しない。

(費用弁償)

第8条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和40年大阪府条例37号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

3 委員等の謝礼金及び費用弁償の支給方法に関し、この要綱で定めのない事項については、府の職員に対する支給方法の例による。

(守秘義務)

第9条 検討委員会の委員は、検討委員会及び本活動を通じて知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第10条 検討委員会の事務局は、大阪府教育庁教育振興室支援教育課に置き、庶務は事務局において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。